

令和5年度事業計画

社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会

目次

○ 事業方針	1
○ 具体的な事業内容	
1. 福祉のこころをはぐくむ人づくり	2
(1) バリアフリーやノーマライゼーションへの理解を深める福祉共育の支援	2
① 出前福祉共育講座の充実	2
② 宇都宮市民福祉の祭典支援の充実	2
③ やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進協議会支援の充実	2
(2) 気軽に参加・参画できるボランティア活動の充実	3
① 赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい募金運動の推進	3
(ア) 赤い羽根共同募金運動	3
(イ) 歳末たすけあい募金運動	3
② ボランティアセンター機能の充実	4
(ア) ボランティア相談・登録・調整の充実	4
(イ) ボランティア団体の活動支援の推進	4
③ ボランティア養成の充実	5
(ア) ボランティア入門講座（ぼらんていあ Saturday）	5
(イ) 学生ボランティアの養成（サマーボランティアスクール）	5
(ウ) 災害福祉救援ボランティア養成講座	5
(エ) 災害福祉救援ボランティアフォローアップ講座	5
(オ) 傾聴ボランティア養成講座	5
(カ) 福祉共育サポーター養成講座	6
④ 善意銀行事業の推進	6
⑤ 宇都宮市高齢者等地域活動支援ポイント事業の推進	6
(3) 災害ボランティア活動の実施	7
① 新型コロナウイルス感染症対策も踏まえた、災害ボランティアセンター活動充実の検討	7
② 危機管理対応力の強化	7
③ 宇都宮市やボランティア・NPO 団体との連携体制の構築	7
④ 宇都宮市総合防災訓練への参加	7
(4) 幅広い世代が地域で活躍できる機会づくり	8
① 食中毒・食品衛生講習会の開催	8
② ふれあい・いきいきサロン事業の推進	8
③ ふれあい・いきいきサロン連絡会研修会の開催	8
2. 共に支え合う地域づくり	8
(1) 身近な地域の中での住民相互の支えあい・助けあい活動の充実	8
① コミュニティワーク（地域支援）の強化	8
② 福祉協力員制度の推進	9
③ 福祉協力員表彰式の開催	9
④ 福祉協力員研修会の開催	9
⑤ 安心・安全情報キット配付事業の推進	9
⑥ ファミリーケアサービス事業の充実	9
⑦ 地域の子どもたちへの地域福祉事業の推進	10
⑧ 老人クラブ支援の充実	10

⑨ 敬老会開催の支援	10
⑩ 援護事業の実施	10
⑪ 各種事業に対する後援・共催	10
(2) 身近な地域の中での多様な居場所づくり	10
① 地域の福祉施設などを活用した市民の交流の促進	10
(3) 将来を見据えた地域における福祉の基盤づくりの支援	11
① 第5次宇都宮市地域福祉活動計画の推進	11
② 地区社会福祉協議会支援の充実	11
③ 地区社会福祉協議会会長研修会の開催	11
3. 安心して暮らせる福祉の基盤づくり	11
(1) 地域福祉・ボランティアなどに関する情報発信の強化	11
① 広報紙「社協だより」の発行	11
② ホームページの充実	12
③ 公式 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の運用	12
④ 福祉に関する情報発信機能の充実	12
⑤ 広報活動の強化に関する取組み	12
(2) 生活・福祉に関する相談支援体制の充実	12
① 日常生活自立支援事業（あすてらす）の実施	12
② 法人後見事業の実施	13
③ 心配ごと・悩みごと相談センター（総合相談センター）事業の充実	13
④ 生活困窮者自立相談支援事業の実施	13
⑤ 地域包括支援センター事業の実施	14
4. 在宅福祉サービス事業の推進	15
(1) 様々なニーズに応じたサービスの提供	15
① 福祉機器（車いすなど）貸出事業の推進	15
② 福祉理美容出張費補助サービス事業の推進	15
③ ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業の推進	15
5. 組織体制の強化	15
(1) 会務の運営	15
① 理事会・監事会・評議員会の開催	15
② 評議員選任・解任委員会の開催	16
(2) 苦情解決体制	16
① 第三者委員会の開催	16
(3) 地区社会福祉協議会との連携強化	16
(4) 職員の育成	16
6. 自主財源の確保	16
(1) 社会福祉協議会会員制度の充実	16
(2) 会員加入の促進に関する取組み	17

(3) ぎんなん基金事業の充実	17
① ぎんなん基金の運用	17
② ぎんなん基金助成対象事業	17
7. 介護保険事業等の推進	19
(1) 訪問介護事業所の運営	19
① 訪問介護事業、第1号訪問事業	19
(2) 居宅介護支援事業所の運営	20
① 居宅介護支援事業	20
(3) 通所介護事業所の運営	20
① 地域密着型通所介護事業、第1号通所事業	20
(4) 障がい福祉サービス事業の運営	20
(5) 指定特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所の運営	21
8. 指定管理施設の管理・経営	21
(1) 総合福祉センターの管理・経営（2施設）	21
(2) 老人福祉センターの管理・経営（5施設）	22
(3) 地域活動支援センターの管理・経営（3施設）	23
(4) 指定管理施設の管理・経営の充実	23
9. 受託事業の実施	24
(1) 宇都宮市からの受託事業	24
① 各種奉仕員養成講座の実施	24
② 宇都宮市意思疎通支援事業（要約筆記者派遣事業）の実施	24
③ 宇都宮市高齢者等地域活動支援ポイント事業の実施	24
④ 生活困窮者自立相談支援事業の実施	24
⑤ 成年後見制度利用促進法に基づく中核機関事業の運営	24
⑥ 地域包括支援センター事業の実施	24
⑦ 移動支援事業の実施	25
(2) 栃木県社会福祉協議会からの受託事業	25
① 生活福祉資金等貸付事業の実施	25
② 日常生活自立支援事業（あすてらす）の実施	25
10. その他	25
(1) 日本赤十字社栃木県支部宇都宮市地区事務局	25

令和5年度 事業計画

～事業方針～

近年、地域社会やライフスタイルの変化等により、人々の価値観が多様化する一方で、社会的孤立や経済的困窮の拡大など、地域福祉を取り巻く状況も大きく変化し、それぞれが抱える課題が複雑化・複合化しています。令和3年4月1日施行の改正社会福祉法では、複雑化・複合化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業」が創設されるなど、地域共生社会の実現へ、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることが、より一層求められています。

こうしたなか、本会では、第4次宇都宮市地域福祉活動計画の終了に当たり、同計画に掲げた基本理念や基本目標を継承し、引き続き宇都宮市と連携しながら、計画的に地域福祉を推進するため、第5次宇都宮市地域福祉活動計画 ～ともに支え合い助け合う“向こう三軒両隣”の地域共生社会の実現を目指して～ を策定したところです。

本計画における「福祉のこころをはぐくむ人づくり」「共に支え合う地域づくり」「安心して暮らせる福祉の基盤づくり」の3つの基本目標のもと、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる“向こう三軒両隣”の地域共生社会の実現を目指し、今後も地域の実情把握や本会の組織体制の強化を図りながら、本会の有する機能と役割を最大限に発揮し、引き続き地区社会福祉協議会や宇都宮市をはじめ関係機関・団体等との連携を密にして、次の事業を柱に、職員一丸となってさらなる地域福祉の推進に努めます。

1. 福祉のこころをはぐくむ人づくり

- ・多世代の交流を促進し、ボランティア活動等への参加により、相互理解を深めながら、やさしさや思いやりのこころを育みます。
- ・地域活動への参加を通じ、福祉への気づきや学びを促し、地域課題解決に取り組む実践者や地域づくりの担い手の育成を推進します。
- ・障がい等の有無にかかわらず一人ひとりがお互いを理解し、多様な人のことを思いやることのできる心のバリアフリーを推進します。

2. 共に支え合う地域づくり

- ・各地域の特性や強みを生かした地域福祉活動の推進により、住民自らが住民一人ひとりの課題を地域全体の課題と捉え、その解決に向けた活動を支援します。
- ・寄附やボランティア活動を通じて、子ども・高齢者・障がい者などを支援する活動を支える、住民相互の支え合い・助け合うしくみを推進します。
- ・日常生活だけでなく、緊急時においても地域での支え合い活動が促進されるよう、地域住民や地域の様々な資源のつながりづくりを進めます。

3. 安心して暮らせる福祉の基盤づくり

- ・多地域に潜在する複雑化・複合化した問題を受け止め、支援につなぐことができるよう、気軽に相談できる窓口や、相談者に寄り添った支援体制の充実を図ります。
- ・住民や様々な社会資源がつながりながら、誰もが安心して生活できる福祉のまちづくりに向けた活動を支援します。

〔具体的な事業内容〕

1. 福祉のこころをはぐくむ人づくり

(1) バリアフリーやノーマライゼーションへの理解を深める福祉共育の支援

①出前福祉共育講座の充実

事業の目的	子どもから大人までお互いに学びあい、教えあい、共に育む福祉共育を推進し、やさしさをはぐくむ心の醸成を図る。
取組み内容	障がい当事者団体やボランティア（アシスタント）の協力を得て、講話や体験などを中心とした講座を開催する。 <ul style="list-style-type: none"> ・手話体験 ・アイマスク体験 ・点字体験 ・盲導犬育成講話 ・車いす介助体験 ・ボランティア講話 など

②宇都宮市民福祉の祭典の開催【赤い羽根共同募金配分事業】

事業の目的	すべての市民が参加し、交流する場を通して、福祉への理解と地域の連帯感を深め、安心して生活できる福祉社会の実現を目指す。 主催：宇都宮市民福祉の祭典実行委員会（宇都宮ボランティア協会、宇都宮市社会福祉協議会、宇都宮市など10団体）
取組み内容	市民やボランティアが主体となる「宇都宮市民福祉の祭典」を開催し、市民相互の交流や福祉に対する理解を深める交流の場とする。

③やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進協議会支援の充実

事業の目的	誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、互いに思いやり、支えあう“福祉のこころ”の醸成を図るため、市民・団体・事業者・行政が協力し、「心のバリアフリー」の啓発活動等を通し、やさしさをはぐくむ福祉のまちづくりの推進に向けた活動を支援する。
取組み内容	○心のバリアフリー啓発事業の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・心のバリアフリーハンドブック、リーフレット入門編の配布 ・街頭啓発活動「障がい者週間」への参加 ○心のバリアフリー推進事業の支援

(2) 気軽に参加・参画できるボランティア活動の充実

①赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい募金運動の推進

事業の目的	誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことができる福祉のまちづくりへの市民の参加を促し、多様な民間の社会福祉活動を財政面から支援する仕組みとして、募金運動を展開する。
-------	--

(ア) 赤い羽根共同募金運動（栃木県共同募金会宇都宮市支会）

【運動期間：令和5年10月～12月】

取組み内容	<p>○推進方法</p> <ul style="list-style-type: none">・戸別募金：市内各世帯へ依頼・法人募金：市内企業・事業所へ依頼・街頭募金：市内の街頭で実施。民生委員児童委員やボランティア等に協力を依頼・学校募金：市内の小・中・高等学校及び保育園等へ依頼・職域募金：市内の事業所等へ依頼 <p>○配分事業</p> <ul style="list-style-type: none">・A配分：栃木県共同募金会を通じて、栃木県内の社会福祉施設や福祉団体等に配分・B配分：宇都宮市の地域福祉事業に配分（ふれあい・いきいきサロン、宇都宮市民福祉の祭典、社協だよりの発行など）
-------	---

(イ) 歳末たすけあい募金運動（栃木県共同募金会宇都宮市支会）

【運動期間：令和5年10月～12月】

取組み内容	<ul style="list-style-type: none">・推進方法<ul style="list-style-type: none">・戸別募金：市内各世帯へ依頼・配分事業<ul style="list-style-type: none">・施設配分：市内の通所の障がい者施設が実施する交流事業等に配分・団体配分：市内の障がい当事者団体等が実施する交流事業等に配分・地域配分：地区社会福祉協議会が実施する住民交流事業等に配分・地域福祉活動事業配分：地区社会福祉協議会が実施する地域福祉活動に配分・歳末たすけあい事業配分委員会の開催
-------	--

②ボランティアセンター機能の充実

事業の目的	市民の社会福祉に関する理解と関心を深めるとともに、近隣の住民同士が助けあうことを基本としたボランティア活動の推進を図る。
-------	--

(ア) ボランティアの相談・登録・調整の充実

取組み内容	「ボランティアをしてほしい」市民と、「ボランティアをしたい」市民の相談・登録・調整を行い、ボランティア活動の推進を図る。
-------	--

(イ) ボランティア団体の活動支援の推進

○宇都宮ボランティア協会の活動支援

取組み内容	市民のボランティア活動推進の中核となる宇都宮ボランティア協会の活動を支援するため、助成金を交付する。
-------	--

○ボランティア活動用機材の貸出

取組み内容	登録しているボランティア団体・個人を対象に、活動に必要な機材の貸出を行い、活動を支援する。 ・貸出物品：パソコン、液晶プロジェクター、スクリーンなど
-------	---

○ボランティアルームの貸出

取組み内容	登録しているボランティア団体・個人を対象に、ボランティアルームの貸出を行い、活動を支援する。
-------	--

○ボランティアロッカーの貸出

取組み内容	登録しているボランティア団体を対象に、ロッカーの貸出を行い、活動を支援する。
-------	--

○対面朗読サービスの実施

取組み内容	視覚障がいのある方などに対して、書籍や新聞など、本人が希望する文書を対面で読み上げるサービスを、音訳ボランティアの協力を得て実施する。
-------	---

③ボランティア養成の充実

(ア) ボランティア入門講座（ぼらんていあ Saturday）

事業の目的	親子や社会人などが参加しやすい土曜日に開催し、ボランティア活動参加の”きっかけ”をつくる。
取組み内容	・聴覚障がいを学ぼう ・視覚障がいを学ぼう ・発達障がいを学ぼう ・精神障がいを学ぼう

(イ) 学生ボランティアの養成（サマーボランティアスクール）

事業の目的	高校生から大学生、専門学校生を対象に、ボランティア活動のきっかけをつくり、身近な地域でのボランティア活動の推進を図る。
取組み内容	・講義（障がいの理解など） ・福祉体験（アイマスク体験、手引き体験、車いす介助体験 など）

(ウ) 災害福祉救援ボランティア養成講座

事業の目的	過去の災害の記憶をふりかえり、減災意識の向上と減災活動の実践につなげるとともに、災害時に活動するボランティアを養成する。
取組み内容	・講話（災害に対する心構え など） ・身体、聴覚、視覚障がいの理解 ・実技など

(エ) 災害福祉救援ボランティアフォローアップ講座

事業の目的	災害福祉救援ボランティア養成講座の修了生を対象に、フォローアップ研修を実施し、災害ボランティアの知識と技術の向上を図る。
取組み内容	・講義、ロールプレイ（模擬演習） ・宇都宮市総合防災訓練への参加

(オ) 傾聴ボランティア養成講座

事業の目的	高齢者が抱える不安や孤独に耳を傾け、孤独感を解消するための「傾聴活動」に必要な技能や資質を学ぶ。
取組み内容	・講義（認知症の理解、傾聴の基本 など） ・ロールプレイ（模擬演習） ・施設実習 など

(カ) 福祉共育サポーター養成講座

事業の目的	出前福祉共育講座をより効果的に展開するため、福祉共育サポーターを養成する。
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講義（福祉共育について、社協が実践する福祉共育 など） ・ 福祉体験（車いす介助体験）

④善意銀行事業の推進

事業の目的	市民などからの善意の金銭や物品の預託を受け、必要とするところに払出しを行い、市民相互の支えあい・助けあい活動を推進する。
取組み内容	<p>○預託（寄附を受け付ける金品） 金銭、収集物品（使用済み切手、書き損じはがき、プルタブなど）、車いす、新品の衣類 など</p> <p>○払い出し 寄附者の希望する施設等に払い出す。</p> <p>○「宮っこの居場所」への支援 宇都宮市と連携し、金銭的な支援の窓口として寄附の受入れ、払い出しを行う。</p>

⑤宇都宮市高齢者等地域活動支援ポイント事業の推進

【宇都宮市からの受託事業（平成26年6月25日受託）】

事業の目的	高齢者が充実した高齢期を送ることができるよう、また、まちづくりの担い手として活躍できるよう、高齢者の社会参加や健康づくり、生きがいづくりを促進する。
取組み内容	高齢者の社会参加や健康づくり、生きがいづくりを応援する事業の管理運営機関として、円滑かつ適正に事業を展開する。

(3) 災害ボランティア活動の実施

①新型コロナウイルス感染症対策も踏まえた、災害ボランティアセンター活動の充実

事業の目的	災害により市内に甚大な被害が発生した場合、宇都宮市からの要請に基づき災害ボランティアセンターを開設し、被災者と災害ボランティアの調整（マッチング）を行い、被災者の生活復旧と生活支援を行う。
取組み内容	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策も踏まえた、災害ボランティアセンターの運営を目途に、設置・運営マニュアルを検証するとともに、各種様式の修正など、必要な改訂を行う。

②危機管理対応力の強化

事業の目的	危機管理対応力を強化し、市内に自然災害等による甚大な被害が発生した場合の迅速な対応を図る。
取組み内容	迅速かつ適切な被災市民の支援と、通常実施している事業や業務の継続性の両立・確立を図るため、事業継続計画（BCP 計画）の策定に取り組む。 ※事業継続計画（BCP 計画） 事業や業務の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続や早期復旧を可能とするため、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。

③宇都宮市やボランティア・NPO 団体との連携体制の構築

事業の目的	市内の関係機関・団体のより一層の連携・協働体制の強化を図り、より重層的な被災者支援のための体制を構築する。
取組み内容	災害時における3者（宇都宮市、宇都宮市社会福祉協議会、ボランティア・NPO 団体）による連携体制を構築するため、3者連携による研修会等を開催する。

④宇都宮市総合防災訓練への参加

事業の目的	災害ボランティアセンターの迅速な設置とボランティアの機能的・効率的な受入を行うため、総合防災訓練に参加し訓練を行う。
取組み内容	災害ボランティアセンター設置運営訓練を宇都宮ボランティア協会との協働で実施する。

(4) 幅広い世代が地域で活躍できる機会づくり

①食中毒・食品衛生講習会の開催

事業の目的	ふれあい会食事業等に携わる福祉協力員や民生委員などを対象に、食中毒防止などに関する講習を行い、事業実施に伴う食の安心・安全を図る。
取組み内容	講習（食中毒防止、食品衛生について）など

②ふれあい・いきいきサロン事業の推進【赤い羽根共同募金配分事業】

事業の目的	高齢者、障がい者及び子どもなどが身近な場所に気軽に集い、ふれあいを通して仲間づくりや生きがいつくりの輪を広げ、参加者の悩みや不安の解消を図る。
取組み内容	○運営費の助成 1 サロンあたり 24,000 円を上限に助成する。 ○健康増進事業助成 参加者の健康増進のための器具を購入する際の経費として、25,000 円を上限に助成する。

③ふれあい・いきいきサロン連絡会研修会の開催

事業の目的	ふれあい・いきいきサロン事業の効果的な運営とサロン相互の連携を促進する。
取組み内容	・講話または実技 ・サロン相互の情報交換 など

2. 共に支えあう地域社会づくり

(1) 身近な地域の中での住民相互の支えあい・助けあい活動の充実

①コミュニティワーク（地域支援）の強化

事業の目的	住民主体の地域福祉活動が、市内39地区において、地域の特性を生かしながら円滑に展開されるよう、コミュニティワーク（地域支援）を強化する。
取組み内容	身近な地域に複雑化・複合化する福祉課題を早期発見し、適切な支援に結び付くよう、住民同士が地域の中で日頃から支え合い助け合う意識の醸成に取り組む。 また、地区社協等が行う見守りや居場所づくりなどの地域福祉活動を支援し、地域福祉活動の活性化を図ることにより、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを進めるとともに、困りごとを抱える住民の生活をサポートする活動の創出など、地域福祉を計画的に推進し、市内各地区の「福祉の底上げ」「地域力の強化」を図る。

②福祉協力員制度の推進

事業の目的	地域福祉及び在宅福祉の効率的運営と組織的活動を促進し、社会福祉の増進を図るため福祉協力員制度を推進する。
取組み内容	小地域福祉ネットワーク活動を推進するため、福祉協力員を委嘱するとともに、福祉協力員活動の支援を行う。

③福祉協力員表彰式の開催

事業の目的	身近な地域における見守りや声かけ活動などの地域福祉活動を長年に渡り実践してきた福祉協力員に対し、その功績を称え表彰を行い、福祉協力員の資質向上と地区社協の地域福祉活動の活性化を図る。
取組み内容	・福祉協力員表彰式：30年表彰、20年表彰、10年表彰 ・実施予定：令和5年10月

④福祉協力員研修会の開催

事業の目的	福祉協力員に対し研修を行い、福祉協力員の資質向上と各地区における地域福祉活動の活性化を図る。
取組み内容	・福祉協力員研修会：講話及び事例発表 など ・実施予定：令和5年上半期

⑤安心・安全情報キット配付事業の推進

事業の目的	本人情報が即座に確認できる「キット」を配付することで、救急時における速やかな対応と見守り活動を促進し、安心・安全な日常生活が送れる地域社会を構築する。
取組み内容	ひとり暮らし高齢者及び障がい者など見守りが必要な方に対し、「安心・安全情報キット」を配付する。

⑥ファミリーケアサービス事業の充実

事業の目的	日常生活を営むうえで支援が必要な高齢者や障がい者など（利用会員）に対し、協力会員が有償で家事援助などのサービスを提供する。
取組み内容	掃除、食事の準備、洗濯、買い物、外出時の付き添い など

⑦地域の子どもたちへの地域福祉事業の推進

事業の目的	地域の中で子どもたちが安心・安全にいきいきと育つことができるよう、地域の子どもたちへの地域福祉事業を推進する。
取組み内容	宇都宮市が策定している「子ども・子育て支援計画」や「青少年健全育成計画」等により情報やニーズの把握を行いながら、子どもたちへの地域福祉事業の推進を図る。

⑧老人クラブ支援の充実

事業の目的	市内の老人クラブの育成指導と連絡調整を図り、併せてクラブ活動の充実強化を推進し、高齢者福祉及び地域福祉の向上発展に寄与する。
取組み内容	市老人クラブ連合会組織の充実強化と事業の実施支援を行う。

⑨敬老会開催の支援

事業の目的	高齢者を敬い、励まし、高齢者福祉に対する市民の理解や関わりを深めながら、市民全体で協力して活力ある長寿社会を築く。
取組み内容	地区社会福祉協議会、宇都宮市、市社会福祉協議会の共催により開催する敬老会の開催費用の一部を助成する。

⑩援護事業の実施

事業の目的	所持金の紛失などにより、目的地まで行くことのできない行旅人に対し、旅費の貸付を行う。
取組み内容	1人600円（1人1回限り）の旅費を貸付ける。

⑪各種事業に対する後援・共催

事業の目的	主催者が企画した事業の趣旨や内容に賛同し、事業の後援を行う。
取組み内容	各団体などが開催する事業に対し、後援・共催を行う。

(2) 身近な地域の中での多様な居場所づくり

①地域の福祉施設などを活用した市民の交流の促進

事業の目的	地域の福祉施設などを活用した、地域住民が相互に交流を深める取組みを支援する。
取組み内容	地域の社会福祉法人等と連携し、福祉施設を活用した地域住民が交流できる場の提供や実施を支援する。

(3) 将来を見据えた地域における福祉の基盤づくりの支援

①第5次宇都宮市地域福祉活動計画の推進

事業の目的	ともに支え合い助け合う“向こう三軒両隣”の地域共生社会の実現を目指し、第5次宇都宮市地域福祉活動計画を推進する。
取組み内容	<p>第5次宇都宮市地域福祉活動計画を推進するため、進行管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画推進期間：令和5年度～令和9年度 ・ 地域福祉事業運営委員会の開催：計画の進捗状況の協議 ・ 検討委員会の開催：実施状況の評価、取組の共有や進捗の管理 ・ 作業部会の開催：実施状況の評価、取組の共有や確認

②地区社会福祉協議会支援の充実

事業の目的	地域の生活・福祉課題の把握やその解決方法、社会資源の点検や新たな社会資源の開発などを関係機関・団体などと連携・協働で行える体制づくりに努め、市民が主体的に地域福祉事業（活動）に参画できるよう支援する。
取組み内容	ブロックごとに地区担当職員を配置し、地区社会福祉協議会の活動を支援する。

③地区社会福祉協議会会長研修会の開催

事業の目的	先駆的な活動の視察等を通じ、地区社協が実施する地域福祉活動のさらなる活性化と地区社協間の交流を図る。
取組み内容	先進地視察及び講話、事例発表 など

3. 安心して暮らせる福祉の基盤づくり

(1) 地域福祉・ボランティアなどに関する情報発信の強化

①広報紙「社協だより」の発行【赤い羽根共同募金配分事業】

事業の目的	広報紙「社協だより」を発行することで福祉情報を広く発信し、市民の地域福祉事業（活動）への参画・参加の促進を図る。
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第188号 令和5年4月発行 ・ 第189号 令和5年7月発行 ・ 第190号 令和5年10月発行 ・ 第191号 令和6年2月発行

②ホームページの充実

事業の目的	「ホームページ」を活用して福祉情報を広く発信し、市民の地域福祉事業（活動）への参加・参画の促進を図る。
取組み内容	・福祉に関する情報や、社協事業などの発信 ・災害ボランティア特設ページを活用した災害ボランティア情報の発信 など

③公式 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の運用

事業の目的	「SNS」のリアルタイム性や拡散性といった機能を活用して福祉情報を幅広い世代に発信し、市民の地域福祉事業（活動）への参加・参画の促進を図る。
取組み内容	・福祉に関する情報や、社協事業、地域の情報等の発信 ・災害発生時における災害ボランティア情報の発信 など

④福祉に関する情報発信機能の充実

事業の目的	地域の福祉拠点として指定管理施設（老人福祉センター5 施設、地域活動支援センター3 施設、総合福祉センター2 施設）を活用し、福祉情報を広く発信し、市民の地域福祉事業（活動）への参加・参画の促進を図る。
取組み内容	・心配ごと・悩みごと相談センター（総合相談センター）巡回相談の開設 ・各種地域福祉講座、講習会などの福祉情報の提供 ・車いすなどの福祉機器の貸出 など

⑤広報活動の強化に関する取組み

事業の目的	市社協活動の広報・啓発活動を強化し、市民や企業等に対する福祉情報の充実を図る。
取組み内容	・SNS の適切な管理運営および更新 ・SNS の効果的な周知方法についての調査・研究 ・ホームページやパンフレットの更新に向けた調査・研究

（2）生活・福祉に関する相談支援体制の充実

①日常生活自立支援事業（あすてらす）の実施

【栃木県社会福祉協議会からの受託事業（平成 11 年 10 月 1 日受託）】

事業の目的	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない方の権利を擁護する。
取組み内容	本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類等の預かり・保管などの支援を行う。 ・担当地区：宇都宮市 ・一般相談：月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

②法人後見事業の実施

事業の目的	認知症や知的障がいなどの理由により、意思決定が困難な方の判断能力を補うことで、利用者の権利を擁護する。
取組み内容	法人として成年後見人等となり、財産管理、身上保護を行う。 ○法人後見運営委員会の開催：適宜開催

③心配ごと・悩みごと相談センター（総合相談センター）事業の充実

事業の目的	市民が抱える各種の問題について広く相談に応じ、適切な助言指導を行うとともに、各相談機関との連携を図る。
取組み内容	<p>○心配ごとや悩みごとの相談 月曜日～金曜日</p> <p>○巡回相談（毎月各1回） 第1木曜日：ことぶき会館 第2木曜日：ふれあい荘 第3木曜日：やすらぎ荘 第4木曜日：すこやか荘 第1火曜日：河内総合福祉センター</p> <p>○特別相談（毎月各1回） 第3火曜日：弁護士の法律相談 第3水曜日：知的障がい者の生活相談 第3木曜日：更生や犯罪予防に関する相談 第3金曜日：こころの悩み相談</p>

④生活困窮者自立相談支援事業の実施

【宇都宮市からの受託事業（平成26年6月25日モデル事業受託、平成27年4月1日受託）】

事業の目的	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方に対し、自立に向けた相談支援を行う。
取組み内容	<p>○自立相談支援事業 どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。</p> <p>○住居確保給付金の申請受付 離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し住居を失った方、または失う恐れの高い方に、就職に向けた活動を行うことなどを条件に、一定期間、家賃の一部を補助する（受付のみ）。</p> <p>○就労準備支援事業 「社会との関わりに不安がある」「他の人とのコミュニケーションがうまく取れない」など、直ちに就労が困難な方に6か月から1年の間、プログ</p>

取組み内容	<p>ラムに沿って一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を行う（受付のみ）。</p> <p>※事業は、パーソルテンプスタッフ(株)が受託者として実施。</p> <p>○認定就労訓練事業</p> <p>様々な理由により一般就労が難しい方を対象に、時間の配慮や、支援付きの就労の場を提供して、一般就労に向けた支援を実施する（受付のみ）。</p> <p>※事業は、宇都宮市に登録する事業者が実施。</p> <p>○子どもの学習・生活支援事業</p> <p>生活困窮世帯の中学生と高校生に対して学習を支援する場を設け、個々の学力に合わせた学習支援や高校進学等に関する進路相談を行う。</p> <p>また、学習支援教室に参加できない支援対象者に対して、通信添削による学習支援を行う（受付のみ）。</p> <p>※生活困窮世帯で利用を希望する世帯の申請・決定のみ実施。</p> <p>事業は、(一社) 栃木県若年者支援機構が受託者として実施。</p> <p>○家計改善支援事業</p> <p>家計改善支援員が面談の中で、「収支の状況を確認しながら、家計表を相談者と作成したり、家計表から問題点やその解決方法を一緒に考えるなどの支援を行う（受付のみ）。</p> <p>※事業は、パーソルテンプスタッフ(株)が受託者として実施。</p> <p>○事業運営委員会の開催</p>
-------	---

⑤地域包括支援センター事業の実施【宇都宮市からの受託事業】

○地域包括支援センター御本丸（平成 18 年 4 月 1 日受託）

担当地区：中央地区、築瀬地区、城東地区

○上河内地域包括支援センター（平成 19 年 4 月 1 日受託）

担当地区：上河内地区

事業の目的	<p>介護・福祉・健康の総合窓口として、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援する。</p>
取組み内容	<p>【事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合相談支援事業 ・ 地域ケア会議の開催 ・ 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業 <ul style="list-style-type: none"> 〔 介護予防支援プラン作成 介護予防ケアマネジメントプラン作成 〕 ・ 介護予防教室の参加者支援 ・ 家族介護教室の開催 ・ ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業 ・ 地域介護予防活動支援事業 ・ 共生型の相談窓口としての機能

4. 在宅福祉サービス事業の推進

(1) 様々なニーズに応じたサービスの提供

①福祉機器（車いすなど）貸出事業の推進

事業の目的	市社協が所有する車いすなどの福祉機器の貸出を行い、在宅福祉の推進を図る。		
取組み内容	<p>一時的に車いすや歩行器などが必要になった市民に、貸し出しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸出期間：原則として3か月 ・利用料：無料 ・貸出窓口：市内9か所 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター ・河内総合福祉センター ・ことぶき会館 ・ふれあい荘 ・やすらぎ荘 </td> <td style="width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・すこやか荘 ・上河内老人福祉センター ・雀の宮作業所 ・若草作業所 </td> </tr> </table> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター ・河内総合福祉センター ・ことぶき会館 ・ふれあい荘 ・やすらぎ荘 	<ul style="list-style-type: none"> ・すこやか荘 ・上河内老人福祉センター ・雀の宮作業所 ・若草作業所
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター ・河内総合福祉センター ・ことぶき会館 ・ふれあい荘 ・やすらぎ荘 	<ul style="list-style-type: none"> ・すこやか荘 ・上河内老人福祉センター ・雀の宮作業所 ・若草作業所 		

②福祉理美容出張費補助サービス事業の推進

事業の目的	理美容店に出向いて利用することが困難な65才以上の在宅の高齢者で理美容を希望する者に、訪問理美容出張サービスの出張費補助券を提供することで、在宅福祉の充実と向上を図る。
取組み内容	理・美容師が自宅に出張する際にかかる出張費補助券を、1人につき最大6枚発行する。

③ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業の推進

事業の目的	ひとり暮らしの高齢者の安否確認と孤独感の解消に努め、在宅福祉の向上を図る。
取組み内容	おおむね70歳以上の高齢者で、近隣に近親者がいない方に乳酸菌飲料を配達することで、安否確認を行う。

5. 組織体制の強化

(1) 会務の運営

①理事会・監事会・評議員会の開催

事業の目的	市民の生活・福祉課題を解決し、ともに支え合い助け合う「向こう三軒両隣の地域共生社会の実現」を目指し、公共性と透明性の高い法人運営を確保する。
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会：年3回程度 ・監事会：年1回 ・評議員会：年3回程度

②評議員選任・解任委員会の開催

事業の目的	社会福祉法に基づき、評議員の選任及び解任を行う。
取組み内容	評議員選任・解任委員会：適宜開催

(2) 苦情解決体制

①第三者委員会の開催

事業の目的	市社協が提供する福祉サービスへの苦情を適切に解決するとともに、福祉サービスに対する利用者の満足度を高め、利用者個人の権利の擁護と、サービス提供者としての信頼及び適正性の確保を図る。
取組み内容	第三者委員会：年1回

(3) 地区社会福祉協議会との連携強化

事業の目的	地区社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉事業の円滑な実施支援と社協会費や各種募金の効果的な推進を図る。
取組み内容	・地区社会福祉協議会会長会議：年3回 ・ブロック別地区社会福祉協議会会長会議：年1回

(4) 職員の育成

事業の目的	職員のスキルアップと、職業人としての人間力及び組織力の向上を図る。
取組み内容	職員育成方針に基づき、職員研修を実施する。

6. 自主財源の確保

(1) 社会福祉協議会会員制度の充実

事業の目的	市社協の理念や活動に賛同し、地域福祉の推進を財政的に支援していただける市民や企業・団体などの会員の充実を図る。
取組み内容	地区社会福祉協議会や自治会の協力を得て、市社協事業の普及啓発と、地域福祉事業を推進するための会員会費（自主財源）の確保に努める。 また、賛助会員の確保に重点的に努める。 ・普通会費：市内各世帯へ依頼 ・特別会費：市内各世帯、団体等へ依頼 ・団体会費：市内社会福祉施設、団体等へ依頼 ・賛助会費：企業、事業所、個人等へ依頼 【推進期間】 令和5年5月～令和6年3月

(2) 会員加入の促進に関する取組み

事業の目的	市社協の理念や活動に賛同する市民や企業等が、会員として入会しやすい環境の充実を図る。
取組み内容	入会しやすい環境や新たな資材等について調査・研究を行う。

(3) ぎんなん基金事業の充実

① ぎんなん基金の運用

事業の目的	社会福祉を振興するための財源として、ぎんなん基金の安全な管理と効果的な運用を図る。
取組み内容	<p>○ぎんなん基金運営委員会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募金の啓発：社協だより、ホームページへの掲載 など ・募金箱の設置：市内スーパー、銀行 など

② ぎんなん基金助成対象事業

事業の目的	地区社会福祉協議会が実施する事業の一部について、ぎんなん基金による助成を行い、活動を支援することで、地域福祉のさらなる推進を図る。
取組み内容	地区社会福祉協議会が主催、または地区内の関係機関・団体等と共催で実施する事業について、次の表のとおり助成を行う。

(1) 市社協が実施する事業への助成

事業名	助成の概要
高齢者福祉活動助成事業	市老人クラブ連合会が実施する、高齢者福祉の増進に資するための事業に助成。 (上限 100,000 円)
居場所づくり支援事業	市社会福祉協議会が推進し、地区社協が管理主体となる「ふれあい・いきいきサロン事業」に助成。 (1 サロン 上限 24,000 円)
思いやりのこころ育成支援事業	市社会福祉協議会ボランティアセンターが実施する、障がいの理解などを通じて、市民の思いやりの心をはぐくむことを目的とした事業に助成。 (上限 100,000 円)
宮っ子育成支援事業（市域助成）	市社会福祉協議会が実施する、市内の児童の健全育成を目的とした事業に助成。 (上限 500,000 円)

(2) - 1 地区社協が実施する事業への助成① (1事業を選択)

事業名	助成の概要
ひとり暮らし高齢者ふれあい会食 助成事業	地区社協が実施する、ひとり暮らし高齢者ふれあい会食事業に助成。 (参加高齢者数+ボランティア5名)×400円×実施回数 ※助成の上限は、参加高齢者1名につき年間12回まで
地区見守り活動助成事業	地区社協が実施する、ひとり暮らし高齢者等を対象とした見守り活動事業に助成。 見守り対象者数×200円×実施回数 ※助成の上限は、参加高齢者1名につき年間12回まで

(2) - 2 地区社協が実施する事業への助成② (2~3事業を選択)

事業名	助成の概要
地区福祉情報発信助成事業	次のいずれかに該当する事業に助成。 ①広報誌の印刷発行に係る事業 ②インターネットを活用した福祉情報の発信に係る事業 ③福祉情報の発信に必要な機材等の購入 ④その他、福祉情報の発信に資すると認められる事業 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 500~3,000世帯 ⇒ 上限 30,000円 ・ 3,001~7,000世帯 ⇒ 上限 50,000円 ・ 7,001~10,000世帯 ⇒ 上限 70,000円 ・ 10,001世帯以上 ⇒ 上限 90,000円 </div> ※世帯数の基準 申請年度の4月1日現在の自治会加入世帯数
地区住民交流助成事業	次のいずれかに該当する事業に助成。(上限 30,000円) ①地区内の住民を対象とした交流に係る事業 ②世代間の理解を目的とした交流に係る事業 ③障がい者や外国人などの相互理解を目的とした交流に係る事業 ④その他、地区住民の交流に資すると認められる事業
地域共生社会推進事業	次のいずれかに該当する事業に助成。(上限 50,000円) ①地域福祉の土壌づくりやネットワークの強化の促進に係る事業 ②地域住民の相談を受け止め、解決に向けた取組みの推進に係る事業 ③地域福祉を推進する担い手の育成や発掘の促進に係る事業 ④その他、向こう三軒両隣型の地域共生社会の推進に資すると認められる事業

事業名	助成の概要
地区福祉のまちづくり計画助成事業	<p>次のいずれかに該当する事業に助成。(上限 50,000 円)</p> <p>①福祉のまちづくり計画の「策定準備」に係る事業</p> <p>②福祉のまちづくり計画の「策定」に係る事業</p> <p>③福祉のまちづくり計画の策定後の「進行管理」に係る事業</p> <p>④その他、福祉のまちづくり計画の策定及び推進に資すると認められる事業</p>
地区子ども・若者育成助成事業	<p>次のいずれかに該当する事業に助成。(上限 50,000 円)</p> <p>①近隣住民や地域の資源(居場所など)とのつながりづくりに係る事業</p> <p>②豊かな人間性や社会性を育む経験や体験に係る事業</p> <p>③学習支援に係る事業</p> <p>④その他、子どもや若者の健全育成に資すると認められる事業</p>
地区防災・減災活動助成事業	<p>次のいずれかに該当する事業に助成。(上限 50,000 円)</p> <p>①防災・減災の意識啓発や向上に係る事業</p> <p>②防災・減災の知識や技術等の習得に係る事業</p> <p>③地区の防災・減災活動に必要な機材等の購入</p> <p>④その他、災害にも強い地区づくりに資すると認められる事業</p>

7. 介護保険事業等の推進

(1) 訪問介護事業所の運営

①訪問介護事業、第1号訪問事業

事業の目的	<p>要支援者及び要介護者の心身の特性を踏まえて、居宅において入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。</p>
取組み内容	<p>利用者との契約に基づき訪問介護員を派遣し、身体介護や生活援助サービスを提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業日 : 月～金曜日 (ただし、国民の祝日及び12月29日～1月3日までを除く) ・営業時間 : 8時30分～17時15分 ・サービス提供日時 : 日～土曜日の7時から21時

(2) 居宅介護支援事業所の運営

①居宅介護支援事業

事業の目的	要介護者の心身の特性を踏まえ、居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、その計画に基づく介護サービスが適正かつ円滑に提供されるよう進行を管理する。
取組み内容	利用者との契約に基づき、介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護サービス計画（ケアプラン）の作成や計画の見直し（モニタリング）を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・営業日：月～金曜日 (ただし、国民の祝日・休日及び12月29日～1月3日を除く) ・営業時間：8時30分～17時15分

(3) 通所介護事業所の運営

①地域密着型通所介護事業、第1号通所事業（河内事業所で実施）

事業の目的	要支援者及び要介護者などの心身の特性を踏まえ、施設において日帰りで必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
取組み内容	利用者との契約に基づき、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練などを日帰りで提供する。 <ul style="list-style-type: none"> ・営業日：月～土曜日 (ただし、国民の祝日・休日及び12月29日～1月3日を除く) ・営業時間：9時00分～17時00分 (ただし、相談援助業務は、8時30分～17時15分)

(4) 障がい福祉サービス事業の運営

事業の目的	利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除などの家事、生活などに関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。				
取組み内容	利用者との契約に基づき、「居宅介護（ホームヘルプサービス）」や「生活介護（デイサービス）」を提供する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">居宅介護</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・営業日：月～金曜日（国民の祝日・休日、12月29日～1月3日を除く） ・営業時間：8時30分から17時15分 ・サービス提供日時：日～土曜日の7時～21時 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生活介護</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・営業日：月～金曜日（国民の祝日・休日、12月29日～1月3日を除く） ・営業時間：8時30分から17時15分 ・サービス提供日時：月～土曜日の9時～17時 </td> </tr> </table>	居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> ・営業日：月～金曜日（国民の祝日・休日、12月29日～1月3日を除く） ・営業時間：8時30分から17時15分 ・サービス提供日時：日～土曜日の7時～21時 	生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・営業日：月～金曜日（国民の祝日・休日、12月29日～1月3日を除く） ・営業時間：8時30分から17時15分 ・サービス提供日時：月～土曜日の9時～17時
居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> ・営業日：月～金曜日（国民の祝日・休日、12月29日～1月3日を除く） ・営業時間：8時30分から17時15分 ・サービス提供日時：日～土曜日の7時～21時 				
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・営業日：月～金曜日（国民の祝日・休日、12月29日～1月3日を除く） ・営業時間：8時30分から17時15分 ・サービス提供日時：月～土曜日の9時～17時 				

(5) 指定特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所の運営

事業の目的	サービス等利用計画などについての相談及び作成などの支援が必要と認められる障がい者（児）にケアマネジメントを行い支援する。
取組み内容	<p>サービスなどの利用計画・障害児利用支援計画の作成や計画の見直し（モニタリング）を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業日：月～金曜日（国民の祝日・休日、12月29日～1月3日を除く） ・営業時間：8時30分～17時15分

8. 指定管理施設の管理・経営

(1) 総合福祉センターの管理・経営（2施設）

（指定管理期間：平成31年4月1日～令和6年3月31日）

事業の目的	児童、障がい者及び高齢者などの福祉の増進並びに市民の活動による地域福祉の推進を図るための施設として、福祉に関する社会奉仕活動の推進や社会福祉団体の育成、団体の活動の場を提供する。	
取組み内容	宇都宮市総合福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアグループ等への会議室・研修室の貸出 ・福祉情報の提供 ・開館日：月～日曜日 ・開館時間：9：00～21：00 ・休館日：年末年始（12/29～1/3）
	河内総合福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアグループ等への会議室・研修室の貸出 ・福祉情報の提供 ・開館日：火～日曜日 但し、大会議室・研修室・展望風呂・大広間の利用可能時間は（4月～9月）9：30～17：30 （10月～3月）9：30～16：30 ・休館日：月曜日・国民の祝日・年末年始（12/27～1/4）

(2) 老人福祉センターの管理・経営（5施設）

(指定管理期間：平成31年4月1日～令和6年3月31日)

事業の目的	<p>高齢者が健康で明るい生活を営むために必要な各種相談や健康の維持増進、教養の向上及びレクリエーションなどの便宜を総合的に図る。</p>										
取組み内容	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="454 405 683 573">ことぶき会館</td> <td data-bbox="683 405 1366 573"> <ul style="list-style-type: none"> ・開館時間：9：30～16：00 ・休館日：毎週月曜日、国民の祝日（月曜日に重なった場合はその翌日）、年末年始 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 573 683 757">ふれあい荘</td> <td data-bbox="683 573 1366 757"> <ul style="list-style-type: none"> ・開館時間：9：30～16：00 ・休館日：毎週日曜日、国民の祝日の翌日（国民の祝日が日曜日に重なった場合はその翌日）、年末年始 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 757 683 931">やすらぎ荘</td> <td data-bbox="683 757 1366 931"> <ul style="list-style-type: none"> ・開館時間：9：30～16：00 ・休館日：毎週水曜日、国民の祝日（水曜日に重なった場合はその翌日）、年末年始 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 931 683 1115">すこやか荘</td> <td data-bbox="683 931 1366 1115"> <ul style="list-style-type: none"> ・開館時間：9：30～16：00 ・休館日：毎週日曜日、国民の祝日の翌日（国民の祝日が日曜日に重なった場合はその翌日）、年末年始 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1115 683 1234">上河内</td> <td data-bbox="683 1115 1366 1234"> <ul style="list-style-type: none"> ・開館時間：9：30～16：00 ・休館日：毎週土・日曜日、国民の祝日、年末年始 </td> </tr> </table>	ことぶき会館	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間：9：30～16：00 ・休館日：毎週月曜日、国民の祝日（月曜日に重なった場合はその翌日）、年末年始 	ふれあい荘	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間：9：30～16：00 ・休館日：毎週日曜日、国民の祝日の翌日（国民の祝日が日曜日に重なった場合はその翌日）、年末年始 	やすらぎ荘	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間：9：30～16：00 ・休館日：毎週水曜日、国民の祝日（水曜日に重なった場合はその翌日）、年末年始 	すこやか荘	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間：9：30～16：00 ・休館日：毎週日曜日、国民の祝日の翌日（国民の祝日が日曜日に重なった場合はその翌日）、年末年始 	上河内	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間：9：30～16：00 ・休館日：毎週土・日曜日、国民の祝日、年末年始
ことぶき会館	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間：9：30～16：00 ・休館日：毎週月曜日、国民の祝日（月曜日に重なった場合はその翌日）、年末年始 										
ふれあい荘	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間：9：30～16：00 ・休館日：毎週日曜日、国民の祝日の翌日（国民の祝日が日曜日に重なった場合はその翌日）、年末年始 										
やすらぎ荘	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間：9：30～16：00 ・休館日：毎週水曜日、国民の祝日（水曜日に重なった場合はその翌日）、年末年始 										
すこやか荘	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間：9：30～16：00 ・休館日：毎週日曜日、国民の祝日の翌日（国民の祝日が日曜日に重なった場合はその翌日）、年末年始 										
上河内	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間：9：30～16：00 ・休館日：毎週土・日曜日、国民の祝日、年末年始 										
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者への健康増進及び教養の向上に資する講座の開催 教養講座 健康らくらく体操 ・嘱託医師による健康相談の実施（上河内を除く） ・高齢者への健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための施設の提供 ・老人福祉センター文化祭の開催 										

(3) 地域活動支援センターの管理・経営 (3施設)

(指定管理期間：平成31年4月1日～令和6年3月31日)

事業の目的	障がいがある方々に対して生産活動等の機会や憩いの場を提供するとともに、日常生活訓練や社会適応訓練など社会との交流を促進する事業を実施し、利用される方々の地域生活支援の促進を図ることを目的とします。	
取組み内容	<p>障がい者福祉センター (宇都宮市総合福祉センター内)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講座事業 (15講座) (作品展の開催 (年3回)) ・ 地域活動支援センター事業 〔音楽療法、親子野外療育訓練、個人面談、 外食訓練 等〕 ・ 市文化祭への参加 ・ 地域団体等との交流事業 ・ 実習生やボランティアの受け入れ ・ 開館日 : 月～金曜日 (年間243日開所) ・ 開館時間 : 8:30～17:15
雀の宮作業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会参加促進事業の実施 〔野外レクリエーション、社会チャレンジ体験、 社会見学、作業所合同事業 等〕 ・ 講座等の開催 (アート教室、健康増進リフレッシュ講座等) ・ 市文化祭、スポーツ大会への参加 ・ 地区健康福祉まつり、文化祭への参加 ・ 地域団体等との交流事業 ・ 実習生やボランティアの受け入れ ・ 健康診断の受診 ・ 開所日 : 月～金曜日 (年間243日開所) ・ 開所時間 : 8:30～17:15 	
若草作業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会参加促進事業の実施 〔野外レクリエーション、社会適応訓練、 社会見学、作業所合同事業 (年2回) 等〕 ・ 講座等の開催 (工作教室、健康体操 等) ・ 市文化祭、スポーツ大会への参加 ・ 地域団体等との交流事業 ・ 実習生やボランティアの受け入れ ・ 健康診断の受診 ・ 開所日 : 月～金曜日 (年間243日開所) ・ 開所時間 : 8:30～17:15 	

(4) 指定管理施設の管理・経営の充実

取組み内容	○事業経営委員会の開催
-------	-------------

9. 受託事業の実施

(1) 宇都宮市からの受託事業

①各種奉仕員養成講座の実施（平成 15 年 4 月 1 日受託）

事業の目的	障がい者の社会生活を支援するため、「手話奉仕員」「点訳奉仕員」「音訳奉仕員」を養成する。
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> 手話奉仕員養成講座：令和 5 年 5 月～令和 6 年 3 月 点訳奉仕員養成講座：令和 5 年 5 月～令和 6 年 3 月 音訳奉仕員養成講座：令和 5 年 5 月～令和 6 年 2 月

②宇都宮市意思疎通支援事業（要約筆記者派遣事業）の実施（平成 18 年 10 月 1 日受託）

事業の目的	聴覚障がい者などを対象に、日常生活を営む上でコミュニケーションを必要とするときに、要約筆記者を派遣し、社会参加を円滑にする。
取組み内容	文字通訳を行う要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の日常生活や社会参加を支援する。

③宇都宮市高齢者等地域活動支援ポイント事業の実施（平成 26 年 6 月 25 日受託）

※前掲：6P 参照

④生活困窮者自立相談支援事業の実施（平成 26 年 6 月 25 日モデル事業受託）

※前掲：13P 参照

（平成 27 年 4 月 1 日受託）

⑤成年後見制度利用促進法に基づく中核機関事業の運営

事業の目的	成年後見制度を円滑に利用できるよう、相談から具体的支援につなげる仕組みの一環として、市民の日常生活における財産管理や身の回りの契約などの支援を行い、この仕組みをコーディネートする。
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> 広報 <ul style="list-style-type: none"> パンフレットの作成や、講演会・研修会の実施 相談 <ul style="list-style-type: none"> ア. 1次相談機関への後方支援 イ. 成年後見制度に関する一般相談対応 利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ア. 成年後見人や成年被後見人等の間のマッチング イ. 日常生活自立支援事業利用者から成年後見制度への移行 地域連携ネットワークの運営 <ul style="list-style-type: none"> ア. 関係機関の協働による地域連携ネットワークの運営 イ. 成年後見人等を含めた「チーム」による見守り等の推進

⑥地域包括支援センター事業の実施

○地域包括支援センター御本丸（平成 18 年 4 月 1 日受託）

※前掲：14P 参照

○上河内地域包括支援センター（平成 19 年 4 月 1 日受託）

※前掲：14P 参照

⑦移動支援事業の実施（平成 18 年 10 月 1 日受託）

事業の目的	屋外での移動が困難な障がいのある方の外出や余暇活動などの社会参加の際に、ホームヘルパーが外出の支援を行う。
-------	---

（2）栃木県社会福祉協議会からの受託事業

①生活福祉資金等貸付事業の実施

事業の目的	低所得者世帯・障害者や高齢者世帯等に対して、資金の貸付申請と必要な相談支援を行い、その世帯の生活の安定と経済的自立を図る。
取組み内容	・生活福祉資金の貸付 総合支援資金、福祉資金（福祉費）、福祉資金（緊急小口）、教育支援資金 不動産担保型生活資金 ・臨時特例つなぎ資金の貸付 ※貸付には一定の条件があり、資金の種類により貸付要件等が異なる。

②日常生活自立支援事業（あすてらす）の実施

【栃木県社会福祉協議会からの受託事業（平成 11 年 10 月 1 日受託）】

※前掲：12P 参照

10. その他

（1）日本赤十字社栃木県支部宇都宮市地区事務局

事業の目的	日本赤十字社栃木県支部宇都宮市地区として、日本赤十字社の活動を推進する。
取組み内容	・日赤活動資金（社資）の募集 ・災害救援物資の対応（布団・毛布・緊急セット） ・災害弔慰金の対応 ・国内外の義援金・救援金の対応 ・赤十字活動の広報